

# 委員会等の設置に関する規則

2026年3月25日制定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、定款第45条の規定に基づき、一般社団法人資産運用業協会（以下「本協会」という。）が設置する委員会の名称、構成及び運営等に関し必要な事項を定める。

### (委員会の設置)

第2条 本協会は、委員会として、組織運営委員会、自主規制委員会、企画・広報委員会、特別対策委員会、役員推薦委員会、規律委員会及び不服審査委員会を置く。

2 本協会は、前項に規定する委員会のほか、必要に応じ理事会又は会長が諮問する事項を検討するため、理事会の決議により臨時的に委員会を置くことができる。

### (研究会等の設置)

第3条 会長は、必要に応じ理事会又は会長が諮問する事項を調査、研究又は検討するための機関（以下この条において「研究会等」という。）を置くことができる。

2 研究会等は臨時的に置くことができる。

3 研究会等を設置する場合には、理事会に報告することとする。

### (議事細則)

第4条 第2条に規定に基づき設置する委員会及び前条の規定に基づく設置する研究会等は、議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

## 第2章 常設委員会

### 第1款 共通事項

### (委員会の招集等)

第5条 組織運営委員会、自主規制委員会及び企画・広報委員会（以下「常設委員会」という。）は、各委員会の委員長が招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(定足数及び議決)

第6条 常設委員会の議事は、各委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 委員は一個の議決権を有する。ただし、委員会の決議に関し特別の利害関係を有する委員は議決権を有しない。

3 委員は、委員会の開催場所における審議及び決議に出席できないときは、電話会議、テレビ会議、Web 会議その他委員会の審議及び決議に即時に参加することができる方法により出席することができる。ただし、この取扱いは、招集者からの招集通知にその旨が記載されている場合又は招集者から個別に了解を得た場合に限る。

(書面による委員会)

第7条 常設委員会の委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の場合における議決についてこれを準用する。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長、副会長又は専務理事及び本協会の重要な職員（定款第58条第2項の「重要な職員」をいう。）は、常設委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

2 常設委員会の委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員及び前項に掲げる者以外の者の出席を認め、必要に応じて意見を聞くことができる。

(専門委員会等)

第9条 常設委員会は、その所管事項に関する特定の問題について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、委員会の決定により専門委員会等の必要な検討機関を設けることができる。

2 専門委員会等の委員の数、委員の構成その他専門委員会の運営に必要な事項は、常設委員会において定める。

(議事録の作成)

第10条 常設委員会の議事については、議事の経過及び結果を記録した議事録を作成する。

## 第2款 組織運営委員会

(所管事項)

第11条 組織運営委員会は、次に掲げる事項を所管し、当該所管事項について理事会の諮問に応じ、又は必要と認める事項について審議し、かつ理事会に意見を述べることができる。

- (1) 本協会の業務及び予算に関する事項
- (2) 本協会の定款、業務規程及び定款の施行に関する規則・細則の制定・改廃に関する事項
- (3) その他本協会の運営に関する重要な事項

(委員の構成)

第12条 組織運営委員会の委員は、25名以内とする。

2 委員は、正会員委員で構成する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、正会員を代表する者として正会員代表者が推薦する者のうちから選任する。

(委員長及び副委員長)

第13条 組織運営委員会には、委員長1名及び副委員長2名以内を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから理事会の同意を得て会長が選任する。

(委員の辞任等)

第14条 組織運営委員会の委員が委員を辞任しようとするときは、当該委員を推薦した正会員の代表者は、辞任しようとする委員及びその後任者として推薦する者を、別紙様式第1号により本協会に届け出るものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合には、当該委員の後任を推薦しないことができる。

### 第3款 自主規制委員会

(所管事項)

第15条 自主規制委員会は、次に掲げる事項を所管し、当該所管事項についての理事会の諮問に応じ、又は必要と認める事項について審議し、かつ理事会に意見を述べることができる。

(1) 投資運用業及び投資助言・代理業に係る自主規制に関する事項

(2) 受益証券（振替投資信託受益権を含む。）、投資証券若しくは投資法人債券（振替投資法人債を含む。）の募集又は私募その他の取引の自主規制に関する事項

(3) その他投資運用業及び投資助言・代理業等正会員が行う業務に係る自主規制に関する事項

(委員の構成)

第16条 自主規制委員会の委員は、25名以内とする。

2 委員は、正会員委員及び会員外委員（会員委員以外の委員をいう。以下同じ。）で構成する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 正会員委員は、正会員を代表する者として正会員代表者が推薦する者のうちから選任する。

5 会員外委員は、公認会計士、弁護士等の有識者（投資運用業又は投資助言・代理業を行う会社の常務に従事する者を除く。）から選任する。

(委員長及び副委員長)

第17条 自主規制委員会には、委員長1名及び副委員長2名以内を置く。

2 委員長は会員外委員のうちから、副委員長は委員のうちから、理事会の同意を得て会長が選任する。

(委員の辞任等)

第18条 自主規制委員会の委員は、委員を辞任しようとするときは、別紙様式第2号により本協会に届け出るものとする。

2 辞任しようとする委員が正会員委員である場合には、前項の規定に関わらず、当該委員を推薦した正会員の代表者は、辞任しようとする委員及びその後任者として推薦する者を、別紙様式第1号により本協会に届け出るものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合には、当該委員の後任を推薦しないことができる。

#### 第4款 企画・広報委員会

(所管事項)

第19条 企画・広報委員会は、次に掲げる事項を所管し、当該所管事項について理事会の諮問に応じ、又は必要と認める事項について審議し、かつ理事会に意見を述べることができる。

- (1) 投資信託及び投資法人の制度及び税制に関する事項
- (2) 投資一任運用、ファンド運用、ラップ運用及び投資助言・代理業務の制度及び税制に関する事項
- (3) 投資運用業及び投資助言・代理業に係る広報に関する事項
- (4) 投資信託及び投資法人に係る知識の啓発普及活動に関する事項
- (5) その他、投資運用業及び投資助言・代理業に係る業界の活動等に関する事項

(委員の構成)

第20条 企画・広報委員会の委員は、25名以内とする。

2 委員は、正会員委員で構成する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、正会員を代表する者として正会員代表者が推薦する者のうちから選任する。

(委員長及び副委員長)

第21条 企画・広報委員会には、委員長1名及び副委員長2名以内を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから理事会の同意を得て会長が選任する。

(委員の辞任等)

第22条 第14条の規定は、企画・広報委員会の委員の辞職について準用する。この場合において、同条中「組織運営委員会」とあるのは、「企画・広報委員会」と読み替えるものとする。

#### 第3章 特別対策委員会

(所管事項)

第23条 特別対策委員会は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替市場における取引の停止又

は株式市場における株価暴落等により株式等の需給が一方的となり、市場機能が正常に働かないような事態又はこれに準ずる事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合における措置を決定する。

（委員の構成）

第 24 条 特別対策委員会の委員は、12 名以内とする。

- 2 委員は、会長、副会長及び専務理事 1 名、正会員委員を持って構成する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員（新たに会長、副会長又は専務理事に就任した者を含む。）の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 正会員委員は、正会員の代表者又はその代理者のうちから選任する。

（委員長）

第 25 条 特別対策委員会の委員長は会長とする。

- 2 委員長に事故あるときは、副会長又は専務理事がその職務を代理する。
- 3 委員長及び副会長又は専務理事がともに事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（委員会の招集）

第 26 条 特別対策委員会は、緊急事態が発生した場合において、委員長が必要な措置を決定する必要があると認めたとときに召集し、会議の議長となる。

- 2 本協会は、前項の規定に基づき特別対策委員会が招集される場合には、発生した緊急事態の内容その他必要な事項を速やかに委員及び会員に連絡するものとする。

（措置の実施の決議等）

第 27 条 特別対策委員会は、発生した緊急事態の内容及び発生後の状況等に応じ、次の各号に定めるいずれかの措置の実施を決議することができるものとする。

- （1）投資信託の設定、解約の申込の受付の中止
- （2）その他特別対策委員会が適当と認めた措置

- 2 本協会は、特別対策委員会において前項の規定に基づき措置の実施を決議した場合には、決議した措置の内容その他必要な事項を速やかに会員に通知するものとする。

（措置の解除）

第 28 条 特別対策委員会は、金融商品取引所における取引の再開その他情勢に変化が生じたものと認められる場合には、前条の規定に基づき講じた措置の解除を決議するものとする。

- 2 本協会は、特別対策委員会において前項の規定に基づき措置の解除を決議したときは、その旨を速やかに会員に通知するものとする。ただし、前条の規定に基づいて措置の実施を決議する際に、措置の解除の条件やその時期なども決議している場合は、当該措置の解除の決議があったものとみなす。

（定足数及び議決、書面による委員会、議事録の作成及び委員の辞任等に関する規定の準用）

第 29 条 第 6 条、第 7 条、第 10 条及び第 14 条の規定は、特別対策委員会について準用する。この場合

において、第6条、第7条及び第10条中「常設委員会」とあるのは「特別対策委員会」と、第14条中「組織運営委員会の委員」とあるのは「特別対策委員会の正会員委員」と読み替えるものとする。

(やむを得ぬ状況が生じた場合の議決等)

第30条 委員長は、緊急事態の発生に伴い投資信託の適切な運営を確保し投資者の保護を図るために緊急に必要な措置を講じることが適当であり、かつ直ちに特別対策委員会を招集することが困難な状況にあると認めるときは、第26条及び前条で準用する第7条の規定にかかわらず、第27条に規定する措置の実施について委員と電話、メール等の通信手段等により協議し、その意見を聴取することができるものとし、措置の実施について委員の過半数の賛同を得られた場合には、前条で準用する第6条の規定に基づき特別対策委員会において決議があったものとみなす。

2 委員長は、緊急事態の発生に伴い投資信託市場の混乱を防止し投資者の保護を図るため緊急に必要な措置を講じることが適当であり、かつ特別対策委員会の招集や前項に規定する通信手段等による委員との協議及び意見聴取が不可能な状況にあると認めるときは、委員長の判断により措置の実施を決定することができるものとする。

3 委員長は、金融商品取引所における取引の再開その他情勢に変化が生じたものと認められ、第1項又は第2項の規定に基づき講じた措置の解除を決議することが適当であり、かつ直ちに特別対策委員会を招集することが困難な状況にあると認めるときは、第26条及び前条で準用する第7条の規定に関わらず、第28条に規定する措置の解除について委員と電話、メール等の通信手段等により協議し、その意見を聴取することができるものとし、措置の解除について委員の過半数の賛同を得られた場合には、前条で準用する第6条の規定に基づき特別対策委員会において決議があったものとみなす。

4 第1項から前項までの対応を行った場合には、委員長は、委員及び会員に対し、決定した措置の内容その他必要な事項を、第1項及び前項の場合は可能な限り速やかに、第2項の場合は通信手段等の復旧後可能な限り速やかに、連絡するものとする。

(委員会の運営手続き等)

第31条 この規則で定めるもののほか、議事手続きその他特別対策委員会の運営に関し必要な事項は、特別対策委員会の運営に関する細則をもって定める。

#### 第4章 役員推薦委員会

(所管事項)

第32条 役員推薦委員会は、本協会の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の候補者を会長に推薦する。

(委員の構成)

第33条 役員推薦委員会の委員は、10名以内とする。

2 委員は、正会員委員及び会員外委員で構成する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 正会員委員は、本協会の理事会を構成する正会員理事（正会員から選出された理事をいう。第39条第4項において同じ。）のうちから選任する。
- 5 会員外委員は、弁護士等の有識者又は本協会の理事会を構成する正会員外理事のうちから選任する。

（委員長及び副委員長）

第34条 役員推薦委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は会員外委員のうちから、副委員長は正会員委員のうちから、理事会の同意を得て会長が選任する。

（委員会の招集等）

第35条 役員推薦委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（定足数及び議決、書面による委員会、議事録の作成及び委員の辞任等に関する規定の準用）

第36条 第6条、第7条、第10条及び第18条の規定は、役員推薦委員会について準用する。この場合において、第6条、第7条及び第10条中「常設委員会」とあるのは「役員推薦委員会」と、第18条第1項中「自主規制委員会」とあるのは「役員推薦委員会」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する第10条の規定に基づき作成する議事録は、非公開とする。

（委員以外の者の出席）

第37条 会長又は副会長若しくは専務理事は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て前項に掲げる者以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## 第5章 規律委員会

（所管事項）

第38条 規律委員会は、次に掲げる事項に関し、会長の諮問に応じ、又は会長に意見を述べることができる。

- （1）定款第18条に基づく会員の処分及び同第19条に基づく正会員に対する勧告に関する事項
- （2）外務員の登録等に関する規則に基づく外務員（同規則第2条に規定する「外務員」をいう。）の処分に関する事項
- （3）その他会長が必要と認めた事項
- （4）委員の3分の1以上から書面により請求があった事項

（委員の構成）

第39条 規律委員会の委員は、9名以内とする。

- 2 委員は、会員委員又は会員外委員で構成する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

- 4 会員委員は、本協会の理事会を構成する正会員理事のうちから選任する。
- 5 会員外委員は、弁護士等の有識者（投資運用業又は投資助言・代理業を行う会社の常務に従事する者を除く。）のうちから選任する。

（委員長及び副委員長）

第 40 条 規律委員会には、委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、理事会の同意を得て会長が選任する。

（委員会の招集等）

第 41 条 規律委員会は、次の各号に掲げる場合に、委員長が招集する。

- (1) 会長から諮問があったとき
  - (2) 委員の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき
- 2 委員長は、委員会の議長となり、会議を主宰する。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（定足数及び議決、書面による委員会、議事録の作成及び委員の辞任等に関する規定の準用）

第 42 条 第 6 条、第 7 条、第 10 条及び第 18 条の規定は、規律委員会について準用する。この場合において、第 6 条、第 7 条及び第 10 条中「常設委員会」とあるのは「規律委員会」と、第 18 条第 1 項中「自主規制委員会」とあるのは「規律委員会」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する第 10 条の規定に基づき作成する議事録は、非公開とする。

## 第 6 章 不服審査委員会

（所管事項）

第 43 条 不服審査委員会は、本協会が行う定款第 18 条に規定する会員に対する処分及びその他本協会規則に定める外務員の処分に係る不服の申立てに関する審査・審議を行う。

（委員の構成）

第 44 条 不服審査委員会の委員は、3 名以内とする。

- 2 委員は、会員外委員で構成する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、弁護士等の有識者のうちから選任する。

（委員長及び副委員長）

第 45 条 不服審査委員会には、委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、理事会の同意を得て会長が選任する。

(委員会の招集等)

第46条 不服審査委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(定足数及び議決、書面による委員会、議事録の作成及び委員の辞任等に関する規定の準用)

第47条 第6条、第7条、第10条及び第14条の規定は、不服審査委員会について準用する。この場合において、第6条、第7条及び第10条中「常設委員会」とあるのは「不服審査委員会」と、第14条中「組織運営委員会」とあるのは「不服審査委員会」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第10条の規定に基づき作成する議事録は、非公開とする。

(委員以外の者の出席)

第48条 不服審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員会の運営手続き等)

第49条 この規則で定めるもののほか、議事手続その他不服審査委員会の運営に関し必要な事項については、会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則をもって定める。

附 則

第1条 この規則は、本協会、一般社団法人投資信託協会（以下「甲」という。）及び一般社団法人日本投資顧問業協会との合併契約に基づく吸収合併の効力が発生することを条件として、当該吸収合併の効力発生日（2026年4月1日）に施行する。

第2条 甲の委員会設置に関する規則及び乙の常設委員会の設置については、廃止する。

一般社団法人 資産運用業協会  
会長 殿

(商号又は名称)  
(代表者)

### 委員会委員の変更等について

年 月 日付をもって、下記の委員会委員を変更いたしますのでお届けするとともに、その後任者を推薦いたします。

#### 記

1. 委員会名 ○○委員会

2. 委員交代の内容

	(役職名)	(氏名・フリガナ)
現委員会委員		
後任予定者		
(メール・アドレス:		)

別紙様式第2号

申請日 年 月 日

一般社団法人 資産運用業協会  
会 長 殿

(商号又は名称)

(氏名)

### 委員会委員の辞任届

私儀、このたび都合により 年 月 日付をもって、〇〇委員会委員を辞任いたしたく、お届けいたします。